

平成 26 年度

財政援助団体、出資団体及び  
公の施設の指定管理者  
監査結果報告書

松山市監査委員



様

|         |         |
|---------|---------|
| 松山市監査委員 | 清 水 一 夫 |
| 同       | 青 木 浩   |
| 同       | 森 岡 功   |
| 同       | 丹生谷 利 和 |

財政援助団体、出資団体及び公の施設の  
指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。



# 目 次

|   |    |
|---|----|
| 財政援助団体監査結果報告  | 1  |
| 1 配食サービス事業補助金   | 2  |
| 2 松山市医師会准看護師・看護師育成事業補助金                                       | 2  |
| 3 松山市民間まちづくり活動促進事業補助金   | 3  |
| 4 集落営農育成強化対策事業費補助金  | 3  |
| 5 松山市女性防火クラブ連合会補助金  | 4  |
| 6 松山市立小中学校教職員教育研究事業補助金  | 4  |
| 7 松山市地区民生委員協議会活動費負担金  | 5  |
| 8 伊佐庭如矢顕彰事業実行委員会負担金   | 5  |
| 9 第42回消防救助技術四国地区指導会開催地負担金                                     | 5  |
| 出資団体監査結果報告  | 6  |
| 1 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団  | 7  |
| 公の施設の指定管理者監査結果報告  | 8  |
| 1 別府第一市民運動広場・別府第二市民運動広場・拓川市民運動<br>広場・空港東第四公園テニスコート・湯月公園テニスコート | 9  |
| 2 松山市男女共同参画推進センター   | 10 |
| 3 松山市総合福祉センター   | 11 |
| 4 松山市まちなか子育て・市民交流センター   | 12 |



# 財政援助団体監査結果報告

## 第1 監査の対象

平成25年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

| 補助金名等                     | 交付先                                   |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 1 配食サービス事業補助金             | 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会                     |
| 2 松山市医師会准看護師・看護師育成事業補助金   | 一般社団法人 松山市医師会                         |
| 3 松山市民間まちづくり活動促進事業補助金     | 株式会社 まちづくり松山                          |
| 4 集落営農育成強化対策事業費補助金        | 八反地営農組合<br>下難波ライスセンター<br>農事組合法人ていれぎの郷 |
| 5 松山市女性防火クラブ連合会補助金        | 松山市女性防火クラブ連合会                         |
| 6 松山市立小中学校教職員教育研究事業補助金    | 松山市教育研究協議会                            |
| 7 松山市地区民生委員協議会活動費負担金      | 愛媛県民生児童委員協議会                          |
| 8 伊佐庭如矢顕彰事業実行委員会負担金       | 伊佐庭如矢顕彰事業実行委員会                        |
| 9 第42回消防救助技術四国地区指導会開催地負担金 | 一般財団法人 全国消防協会 四国地区支部                  |

## 第2 監査の期間

平成26年9月1日から平成26年9月30日まで

## 第3 監査の方法

補助金等が目的に従って効果的かつ有意義に使用されているか、また補助金等にかかる経理事務は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

## 第4 監査の結果

次のとおりである。

## 1 配食サービス事業補助金

(1) 交付先 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 会長 青野 勝広

(2) 補助金額 17,199,000 円

(3) 支出年月日 平成 25 年 4 月 15 日  
平成 25 年 6 月 17 日  
平成 25 年 8 月 15 日  
平成 25 年 10 月 15 日  
平成 25 年 11 月 29 日  
平成 26 年 2 月 17 日  
平成 26 年 5 月 16 日 (戻入)

(4) 根拠法令等  
松山市補助金等交付規則

(5) 補助目的  
在宅で食事の調理等が困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、1 日 1 食（昼又は夕）の食事サービスを提供し、利用者の安否確認及び心身の負担軽減を行うとともに、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、高齢者や障がい者の健康増進及び福祉向上が図られることから、これを支援するものである。

(6) 監査結果  
補助金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

## 2 松山市医師会准看護師・看護師育成事業補助金

(1) 交付先 一般社団法人 松山市医師会 会長 村上 博

(2) 補助金額 4,000,000 円

(3) 支出年月日 平成 25 年 6 月 28 日

(4) 根拠法令等  
松山市補助金等交付規則

(5) 補助目的  
地域医療保健分野で大きな役割を担っている松山看護専門学校への補助であり、高度化・多様化する医療や保健に対するニーズに応えられる優秀看護職者を多く輩出することにより、看護師要員の不足を解消することはもとより、地域医療のレベルアップに貢献することを目的としている。

(6) 監査結果  
補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。



### 3 松山市民間まちづくり活動促進事業補助金

(1) 交 付 先 株式会社 まちづくり松山 代表取締役 中矢 保則

(2) 補 助 金 額 3,900,000 円

(3) 支出年月日 平成 25 年 12 月 16 日  
平成 26 年 1 月 15 日  
平成 26 年 3 月 31 日

(4) 根拠法令等  
民間まちづくり活動促進事業制度要綱  
民間まちづくり活動促進事業交付要綱  
松山市補助金等交付規則

(5) 補 助 目 的  
中央商店街地域のうち再開発等の動きがある地域において、地権者等に対して再開発を進めていく上で必要な知識を習得する勉強会の実施、まちなかで必要とされる土地利用等に関する計画の立案、また、周辺住民とともにまちづくりについて考えるフォーラムを開催することにより、民間が主体となったまちづくりの実現と定着を図ることを目的とする。

(6) 監 査 結 果  
補助金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

### 4 平成 25 年度集落営農育成強化対策事業費補助金

(1) 交 付 先 八反地営農組合 組合長 徳永 正和  
下難波ライスセンター 代表 田中 昌俊  
農事組合法人 ていれぎの郷 代表理事 井門 裕昭

(2) 補 助 金 額 7,832,000 円

(3) 支出年月日 平成 26 年 3 月 31 日

(4) 根拠法令等  
松山市補助金等交付規則  
松山市集落営農育成強化対策事業費補助金交付要綱

(5) 補 助 目 的  
先進集落営農活動事例研修の実施により新技術を導入し、農業経営や担い手育成について成功事例を学ぶなど、集落営農活動の活性化を図る。また、大型機械の導入による作業の効率化や防除機関係機材の導入による効果的な防除作業により、品質向上と収量増大を図る。

(6) 監 査 結 果  
補助金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

## 5 松山市女性防火クラブ連合会補助金

(1) 交 付 先 松山市女性防火クラブ連合会 会長 谷口 ノブ子

(2) 補 助 金 額 1,750,000 円

(3) 支出年月日 平成 25 年 5 月 10 日

(4) 根拠法令等  
松山市補助金等交付規則

(5) 補 助 目 的  
家庭防火の要となる主婦等により組織され、「わが家・わが町から火災を出さない」をスローガンに活動する当該団体は、消防行政の重要課題である防火・防災啓発活動をさらに充実させ、市民に浸透させるための準公的な役割を担っているため、補助金を支出し、その活動及び運営を支援するものである。

(6) 監 査 結 果  
補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 6 松山市立小中学校教職員教育研究事業補助金

(1) 交 付 先 松山市教育研究協議会 会長 友澤 大身

(2) 補 助 金 額 2,781,000 円

(3) 支出年月日 平成 25 年 7 月 10 日

(4) 根拠法令等  
松山市補助金等交付規則

(5) 補 助 目 的  
県外の優れた学校運営、教育活動の見聞、教育研究大会・研修会・協議会・講習・講演会等諸会合への参加及び教育情報の収集と作成、教育に関する研究の推進と紀要等の作成により、教職員の資質の向上と松山市教育の振興を図る。

(6) 監 査 結 果  
補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 7 松山市地区民生委員協議会活動費負担金

(1) 支出先 愛媛県民生児童委員協議会 会長 丹 勝敬

(2) 負担金額 2,252,250 円

(3) 支出年月日 平成 25 年 9 月 20 日

(4) 事業目的

愛媛県民生児童委員協議会より統括交付される地区民生児童委員協議会活動費について、松山市分を負担することにより、松山市民生児童委員協議会の指導育成と広域的情報交換による民生児童委員の資質向上を図り、地域に根ざした住民福祉のニーズにきめ細かく応えられるように活動を支援するものである。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 8 伊佐庭如矢顕彰事業実行委員会負担金

(1) 支出先 伊佐庭如矢顕彰事業実行委員会 委員長 平野 陽一郎

(2) 負担金額 13,670,000 円

(3) 支出年月日 平成 26 年 3 月 17 日

(4) 事業目的

松山市を代表する観光地道後温泉、そのシンボルである道後温泉本館を 120 年前に改築をした初代道後湯之町町長 伊佐庭如矢は、道後だけでなく、松山の観光の礎を築いた。

本事業は、当時の如矢の改築事業を顕彰するほか、松山城の公園化や、能吏として松山の創生期を支えた伊佐庭如矢の功績を紹介していくものである。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

## 9 第 42 回消防救助技術四国地区指導会開催地負担金

(1) 支出先 一般財団法人 全国消防協会四国地区支部 地区支部長 木下秀紀

(2) 負担金額 1,560,000 円

(3) 支出年月日 平成 25 年 6 月 10 日

(4) 事業目的

救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することにより、消防救助活動に不可欠な体力・精神力・技術力を養うとともに、四国の消防救助隊員が一堂に会し、学ぶことを通じて、他の模範となる消防救助隊員を育成し、市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的とした、第 42 回消防救助技術四国地区指導会を円滑に運営するため。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

# 出資団体監査結果報告

## 第1 監査の対象

出資を行っている団体のうち、次の団体の平成25年度事業について実施した。

| 団 体 名                  |
|------------------------|
| 1 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団 |

## 第2 監査の期間

平成26年9月1日から平成26年9月30日まで

## 第3 監査の方法

設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、会計経理及び財産管理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

## 第4 監査の結果

次のとおりである。

## 1 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団

(1) 基本金 500,000,000 円

(2) 松山市の出資額及び出資割合  
500,000,000 円 (100%)

(3) 設立目的

男女共同参画社会づくりに関する意識啓発、市民活動及びネットワークの形成の促進、ジェンダーに起因する諸問題解決のための地域性を反映した調査研究等を行うことにより、社会のあらゆる分野で男女が参画できる環境づくりの促進を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(4) 事業実施状況

1) 男女共同参画のために必要な情報の収集及び提供

- ① 図書・資料の収集及び提供
- ② 情報の提供
- ③ 男女共同参画学習資料作成
- ④ 意識啓発
- ⑤ ホームページ

2) 男女共同参画社会づくりに関する市民活動及びネットワークの形成の促進

- ① テーマ別交流研修会
- ② 男女共同参画市民活動支援事業
- ③ 登録団体交流会「コムズ de 遊ぼう」

3) 男女共同参画促進のための研修会等の開催

- ① 出張講座
- ② 男女共同参画推進セミナー
- ③ 男女共同参画関連講座
- ④ コムズフェスティバル

4) 男女の自立を促進するための相談

- ① 女性問題等に関する電話及び面接相談事業
- ② 学習会・座談会事業
- ③ 男性相談
- ④ 相談員研修（スーパーバイズ）

5) 男女共同参画推進のための地域性を反映した調査研究

6) まつやまファミリーサポートセンター運営事業

(5) 監査結果

出資団体における決算諸表及び関係帳票等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

# 公の施設の指定管理者監査結果報告

## 第1 監査の対象

公の施設の指定管理者のうち、次の管理者の平成25年度事業について実施した。

| 公の施設の指定管理者              | 管 理 施 設   |
|-------------------------|---|
| 奥アンツーカ株式会社              | 別府第一市民運動広場・別府第二市民運動広場・拓川市民運動広場・空港東第四公園テニスコート・湯月公園テニスコート |
| 公益財団法人<br>松山市男女共同参画推進財団 | 松山市男女共同参画推進センター   |
| 社会福祉法人<br>松山市社会福祉協議会    | 松山市総合福祉センター   |
| まちなかコンソーシアム             | 松山市まちなか子育て・市民交流センター                                     |

## 第2 監査の期間

平成26年9月1日から平成26年9月30日まで

## 第3 監査の方法

協定書に基づく義務の履行は適正に行われているか、指定管理業務にかかる収支の会計経理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類（協定書、決算諸表、事業報告書等）の提出を求め、調査を行った。

## 第4 監査の結果

次のとおりである。

# 1 別府第一市民運動広場、別府第二市民運動広場、拓川市民運動広場、空港東第四公園テニスコート及び湯月公園テニスコート

- (1) 指定管理者 奥アンツーカー株式会社四国営業所 所長 三好 一弘
- (2) 基本協定年月日 平成 21 年 3 月 18 日 (指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)  
年度協定年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 27,200,000 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 平成 25 年 4 月 22 日  | 6,800,000 円 (1 期目) |
| 平成 25 年 7 月 22 日  | 7,500,000 円 (2 期目) |
| 平成 25 年 10 月 21 日 | 6,450,000 円 (3 期目) |
| 平成 26 年 1 月 20 日  | 6,450,000 円 (4 期目) |

## (5) 指定管理の内容

### 1) 施設の概要

- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| ①名 称 | 別府第一市民運動広場                    |
| 管理対象 | 真砂土グラウンド、フェンス、トイレ、倉庫、駐車場      |
| ②名 称 | 別府第二市民運動広場                    |
| 管理対象 | 真砂土グラウンド、フェンス、駐車場             |
| ③名 称 | 拓川市民運動広場                      |
| 管理対象 | 真砂土グラウンド、フェンス、トイレ、駐車場         |
| ④名 称 | 空港東第四公園テニスコート                 |
| 管理対象 | 砂入り人工芝コート、事務所、観客席、駐車場         |
| ⑤名 称 | 湯月公園テニスコート                    |
| 管理対象 | アンツーカーコート、クレーコート、管理棟、駐車場、夜間照明 |

### 2) 管理業務

- ①利用の受付に関する業務
- ②使用料の徴収等に関する業務
- ③施設の運営に関する業務
- ④設備等の維持管理に関する業務

## (6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

### 【指摘事項】

- ・指定管理料の適正な積算及び執行について

指定管理料の積算において、10 万円の自主事業運営費が計上されているが、執行はされていない状況が見受けられた。人件費や光熱水費等を自主努力によって削減するのは異なり、自主事業運営費は施設の使用率向上等のための事業を実施するという前提で支払っているものであるため、特別な事情も無く実施しないということであれば、精算により不用額を返納させるといったことも含めた対応が必要と考えられる。今後においては、適正な指定管理料の積算及び管理費の執行について指導されたい。

## 2 松山市男女共同参画推進センター

- (1) 指定管理者 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団 理事長 鎌田 サチ子
- (2) 基本協定年月日 平成 21 年 4 月 1 日 (指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)  
年度協定年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 97,624,869 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 平成 25 年 4 月 15 日  | 28,000,000 円 (1 期目) |
| 平成 25 年 7 月 16 日  | 25,000,000 円 (2 期目) |
| 平成 25 年 10 月 15 日 | 29,000,000 円 (3 期目) |
| 平成 26 年 1 月 15 日  | 20,177,000 円 (4 期目) |
| 平成 26 年 4 月 7 日   | △471,000 円 (戻入)     |
| 平成 26 年 5 月 23 日  | △4,081,131 円 (戻入)   |
- (5) 指定管理の内容
- 1) 施設の概要
- ①名称 松山市男女共同参画推進センター
  - ②所在地 松山市三番町 6 丁目 4 番 20
  - ③構造 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り 5 階建て
  - ④延床面積 3,958 m<sup>2</sup>
  - ⑤施設内容 会議室 1～5、大会議室、国際交流会議室、視聴覚室 A・B、調理室 (全室・分室)、多目的室、創作室、和室 等
  - ⑥建設概要 平成 11 年 10 月竣工
- 2) 管理業務
- ①図書、資料、情報等の収集及び提供に関する業務
  - ②市民活動及びそのネットワークの形成の促進に関する業務
  - ③講座、講演会、研修会等の開催に関する業務
  - ④諸問題の解決のための地域性を反映した調査研究に関する業務
  - ⑤男女の自立を促進するための相談に関する業務
  - ⑥まつやまファミリー・サポート・センターの運営に関する業務
  - ⑦センターの運営に関する業務
  - ⑧センターの維持管理に関する業務
- (6) 監査結果
- 公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。



### 3 松山市総合福祉センター

- (1) 指定管理者 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 会長 青野 勝広  
(H26.7.1～村上 博)
- (2) 基本協定年月日 平成 21 年 4 月 1 日 (指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)  
年度協定年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 187,418,020 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 平成 25 年 4 月 15 日  | 52,851,000 円 (1 期目) |
| 平成 25 年 7 月 16 日  | 43,000,000 円 (2 期目) |
| 平成 25 年 10 月 15 日 | 51,800,000 円 (3 期目) |
| 平成 26 年 1 月 15 日  | 42,527,000 円 (4 期目) |
| 平成 26 年 5 月 17 日  | △2,759,980 円 (戻 入)  |
- (5) 指定管理の内容
- 1) 施設の概要
- ①開 設 平成 3 年 4 月 1 日
  - ②所 在 地 松山市若草町 8-2
  - ③構 造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 5 階建
  - ④敷地面積 4,400.00 m<sup>2</sup>
  - ⑤延床面積 9,630.83 m<sup>2</sup>
- 2) 管理業務
- ①松山市総合福祉センターの管理に関する業務
    - ・使用の許可、施設・附帯設備及び備品の維持管理
  - ②松山市総合福祉センターの運営に関する業務
    - ・福祉活動の中核的役割を担う拠点施設としての事業展開
  - ③その他市長が管理上必要と認める業務
- (6) 監査結果
- 公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

#### 4 松山市まちなか子育て・市民交流センター

- (1) 指定管理者 まちなかコンソーシアム  
代表者 株式会社 まちづくり松山 代表取締役 中矢 保則  
(H26.4.11～加戸 慎太郎)  
構成団体 株式会社 小学館集英社プロダクション  
代表取締役社長 紀伊 高明
- (2) 基本協定年月日 平成 25 年 4 月 1 日 (指定期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)  
年度協定年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 23,300,000 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 平成 25 年 4 月 18 日  | 6,500,000 円 (第 1 期) |
| 平成 25 年 7 月 22 日  | 5,600,000 円 (第 2 期) |
| 平成 25 年 10 月 21 日 | 5,600,000 円 (第 3 期) |
| 平成 26 年 1 月 20 日  | 5,600,000 円 (第 4 期) |
- (5) 指定管理の内容
- 1) 施設の概要
- ①名 称 松山市まちなか子育て・市民交流センター
  - ②所 在 地 松山市大街道一丁目 5 番地 10
  - ③構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 8 階建  
(松山市まちなか子育て・市民交流センター 1 階)
  - ④延床面積 413.77m<sup>2</sup> (保育・託児室含む)
- 2) 管理業務
- ①施設の運営に関する業務 (保育・託児業務を除く)
  - ②多目的交流スペース等の使用受付・許可、使用料の徴収に関する業務
  - ③多目的交流スペース等の維持管理に関する業務
  - ④その他市長が必要と認める業務
- (6) 監査結果
- 公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

#### 【指摘事項】

##### ・貸付備品の管理について

松山市まちなか子育て・市民交流センターへの貸付備品について、貸付備品を規定した基本協定書の「別表 2」、備品台帳及び備品を照合調査したところ、基本協定書と備品台帳の数量に不一致が見受けられた。

担当課においては、適切なたな卸し作業を実施するとともに、基本協定書の整備を図り、貸付備品の適正管理に努められたい。